

令和 6 年 3 月 1 1 日（月曜日）

総務委員会

第 1 委員会室

出席委員

三和 衛、妻鹿幸二、有馬剛朗、宮下和也、
常盤真功、石堂大輔、竹中由佳、坂本 学、
谷川真由美

再開

9 時 5 4 分

消防局

9 時 5 4 分

付託議案説明

9 時 5 4 分

- ・議案第43号 姫路市消防団条例の一部を改正する
条例について
- ・議案第44号 姫路市消防団員等公務災害補償条例
の一部を改正する条例について
- ・議案第45号 姫路市火災予防条例の一部を改正す
る条例について
- ・議案第46号 姫路市消防事務手数料徴収条例の一
部を改正する条例について

報告事項説明

- ・「令和 6 年能登半島地震」への緊急消防援助隊の
派遣について

質疑・質問

1 0 時 0 7 分

（質問）

家島町には常備消防がないため、家島町消防団に
は夜や朝の時間帯にも緊急出動してもらい感謝して
いる。ただ、老人クラブから、姫路市内に住居があ
り、出動要請に対応できない消防団員が増えてきて
心配していると言われたことが気になっている。消
防局としては、どのように考えているのか。

（答弁）

家島町消防団員 145 人のうち 28 人、約 2 割が島に
住んでいない。これについては、それぞれ事情があ
るのでやむを得ないと思っている。できる限り出張
所の消防職員による監視体制を強化することで対応
したい。

あわせて、消防団員の処遇改善や負担軽減を図り
ながら、島民の消防団員を確保したいと考えている。

（要望）

これまでの火災状況を見ると、早朝と深夜に発生
することが多い。常備消防のない家島や坊勢では、
消防団員がメインとなって消火活動を行っているが、

夜中に火事が起きた場合、島内に住んでいなければ
現場へ駆けつけることができない。

待遇を改善しても、もともと少ない島の若者を集
められるとは思えない。頼れるのは女性と老人しか
いないと思う。女性や老人にも何らかの形で協力し
てもらえる方法を地域と一緒に考えてもらいたい。

（質問）

消防事務手数料徴収条例の一部改正について、事
務の内容の変化に伴い、政令に定められる手数料の
標準額が増額改正されたためという説明があった。
改正後は現行金額から数十万円も上がるようだが、
事務の内容がどのように変化したのか。

（答弁）

平成 15 年十勝沖地震以降、地震の揺れによって、
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所や浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所で浮き蓋がひっくり返って漏えいす
る事故が続いた。

屋外タンク貯蔵所では揮発性の高い大量の危険物
を貯蔵しており、しかも長期間使用しなければなら
ないことから、令和 2 年、消防庁における検討会
の下、浮き屋根の事故防止に関するガイドラインが作
成され、対策が強化されている。

同ガイドラインに沿った審査をすると審査にかか
る時間が伸びたため、地方公共団体の手数料の標準
に関する政令が改正されたと聞いている。

（質問）

議案第 45 号の火災予防条例の一部改正について、
耐火性能が要求される大規模建築物において、主要
構造部の部分的な木造化が可能となったことに伴う
ものと説明があったが、消防の救助活動や消火活動
に対する影響はあるのか。

（答弁）

建物の外観を見ても鉄骨造なのか木造なのか分か
らないが、予防台帳から建物の構造を確認すること
ができる。予防台帳はデータベース化されており、
消防車の中からも確認することができるので、現
場に行く活動隊と指揮隊が共同で確認して対応して
いくようになる。

（質問）

能登半島地震の被災地へ派遣された職員の声を姫
路市の各種防災対策に落とし込んでいくべきだと思

うが、消防局として、どのように対応していこうと考えているのか。

(答弁)

被災地へ行った隊員の意見については、消防局内で集約して、いろいろな側面からデータ化しているところである。被災地の応援に行くときの心構えだけではなく、姫路市が被災市となり、支援される側になった場合の消防班の対応等に生かしていきたいと考えている。

現在、危機管理室が主導して検討を進めているので、緊急消防援助隊が姫路市へ入ってくるときの受援体制等が強化されていくと考えている。

(要望)

被災地支援に行った職員の意見を取り入れ、本市の取組が充実していけば、より安全なまちになっていくと思う。危機管理室とともにしっかり取り組んでもらいたい。

(質問)

議案第 44 号の消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補償基礎額の最低額を引き上げることであるが、実際に姫路市で公務災害が起こったことはあるのか。

(答弁)

これまでに 2 件の例がある。

1 件は、出初め式の帰りに交通事故に遭い、頭蓋骨骨折と顔面挫傷を負ったため介護補償等を行っている。

もう 1 件は、山林火災における活動中に心筋梗塞で亡くなり、遺族年金を支給している。

(質問)

出初め式帰りの交通事故があったのは、いつ頃の話なのか。

(答弁)

昭和 37 年 1 月 2 日に発生した事故である。

(質問)

最近では公務災害は起きていないのか。

(答弁)

亡くなったり、大けがを負ったような事例はない。

(質問)

耐火性能が要求される大規模建築物で部分的に木造を使っている建物が姫路市にあるのか。

(答弁)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行日が令和 6 年 4 月 1 日であるため、現状、耐火建築物で木造が使用されているものはない。

今、国において、建築基準法の政令や消防関係の告示等の改正により基準化されているところであり、それを待って慎重に判断していきたいと考えている。

(質問)

公務災害の損害補償について、補償基礎額ということは補償のベースになる金額ということだと思うが、補償額はどのように算出されるのか。

(答弁)

公務災害補償については、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償の 7 種類がある。それぞれに細かい算出方法や支払い回数等が定められている。

(質問)

家島町消防団員の処遇改善を図ること自体はよいことだと思うが、家島にいる人は災害の初動から終了まで活動しなければならない一方で、姫路に住んでいる人は行けない場合が多いとなると、一律の報酬増額に対して不公平感が生まれるのではないかと懸念している。実際に家島にいる人といない人とで処遇を分ける必要があると思うがどうか。

(答弁)

家島町以外の消防団でも、会社勤めのためなかなか活動に参加できないが、災害が起こったときには行くと言っている人たちがいる。報酬の支給に当たり、その辺りを区別するのが難しいので、やむを得ないと考えている。

(質問)

議案第 45 号の火災予防条例の一部改正を受けて、姫路市がこれから造る公共施設の木造化を進めるような動きはあるのか。

(答弁)

営繕課から特に聞いていない。

ただし、脱炭素社会の実現に資するため建築物等における木材の利用促進を図るという国の方針に従って、市としても木造化を受け入れていくものと承知している。

(要望)

国としては、カーボンニュートラルの実現に向けて、国産木材を活用してほしいという意図があると思う。

また、木造建築は日本人にとってなじみ深く、癒し効果があるとされている。

公共施設を造る際には、条例の範囲内で姫路市や播磨地域の木材を使用するように勧めてもらいたい。

(質問)

消防団の分団車庫の建て替えにおいて、例えば、ここの車庫は 2 年後に建て替えの時期が来るが、団員がまだ先でもよいと思っていて、同一地域内の分団で早く建て替えてほしいというところがあれば、消防局として、建て替え順の入れ替えを許可できるのか。

(答弁)

現在、消防団詰所の建て替え等については、年次計画を立てて進めている。

基本的に現地建て替えとしているものの現地が手狭で建て替えが難しい事例など、様々な要因から、順番が前後することはある。事前に聞き取り等を行い、調整がつくのなら対応可能である。

ただし、計画上 5 年も先のものと入れ替えるのは難しい。

(質問)

建て替え時期が大きく異なるもの同士では難しいが、3 年ぐらいのスパンであればかまわないと理解してよいか。

(答弁)

そうである。

(質問)

常備消防の職員も消防団員も使命感に燃えて任務を遂行しているのは承知しているが、安全確保についても考えなければならない。

地域では、災害時要援護者の避難支援体制を整備して、命を落としたりけがをしたりする人がないよう協力するようになっているが、大規模災害が起こった場合に第一線で働く消防職員や消防団員の救助の在り方については、どのように考えているのか。国の指針等があるのか。

(答弁)

国の指針や取決め等はない。

自助・公助・共助の 3 つのうち、例えば、災害発生直後の初動期、特に 72 時間以内については、公助によって助けられる命は僅かである。そこでは、自らの命は自ら守るという自助と、隣近所など地域の中での助け合いである共助が一番大事になる。

今では、小学校や中学校における防災教育に自助・共助の内容が含まれているので、自治会や消防団等の活動に対する意識が変わってくるのではないかと思っている。

(要望)

姫路市は比較的災害が少なく恵まれたところなので、大きな災害が現実には起こるとは考えにくい。過去の災害報道を見聞きしていると、正常性バイアスが働いて避難等をなかなか受け入れてもらえず、消防職員や消防団員が巻き込まれて犠牲になるケースが多くあった。

国の指針等はないとのことであるが、常に防災意識を持って、災害が起こったときには命を守る判断ができるように努めてもらいたい。

(要望)

能登半島地震の被災地支援の経験を生かして、ブラッシュアップしていつてもらいたい。

消防局終了

10時38分

【予算決算委員会総務分科会（消防局）の審査】

デジタル戦略本部

11時18分

陳謝

・マイナンバーカードの出張申請受付業務において、メール誤送信という個人情報漏えいインシデントが生じたことについて

前回の委員長報告に対する回答

・リモート相談窓口の開設について、新たな取組の成果が上がるよう、関係部局と連携を図るとともにしっかりと市民に周知されたいことについて

リモート相談窓口については、現時点で 1 件の利用にとどまっている。

その運用に当たっては、手続を所管することも未来局及び設置場所である支所、サービスセンターを所管する市民局と連携し、サービスの改善や将来的

な設置箇所の拡充に向けた方針をしっかりと検証していく。

また、市民が利用できる手続や相談を増やすことも重要であると考えており、行政手続のオンライン化の推進の中で、庁内全体でしっかりと連携しながら事業を進めていく。

市民への周知については、引き続き、姫路市LINE公式アカウントでのプッシュ通知や、こどもの未来健康支援センターなど子育て支援関係窓口でのリーフレットの配布とともに、広報紙やSNS、市政広報映画、デジタルサイネージなどを活用した多角的な広報を行い、認知度の向上に努めていく。

付託議案説明

- ・議案第41号 姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・行政手続のオンライン化に係る実施方針について
- ・地域別将来推計人口（令和5年推計）について
- ・姫路版スマートシティ事業の進捗状況について
- ・マイナンバーカードの多目的利活用について

質疑・質問

11時40分

（質問）

マイナンバーカード出張申請受付業務におけるメールの誤送信は民間の受託事業者によるものであったが、市職員が外部とメールのやり取りをする場合、アドレスや添付ファイルの間違いをどのようにして防いでいるのか。

（答弁）

総務省の指導から、庁内には、基幹系、LGWAN系、インターネット系がある。

マイナンバー等の個人情報を扱っているのはほとんどが基幹系であり、基幹系のデータをメールで送信しようとする、まず基幹系からインターネット系へデータを移す作業をしなければならないが、それには上司の承認が必要となる。

また、外部へメールを送信する際には、いったん送信保留となり、添付ファイルにパスワードがつけられる。

それでも誤送信をゼロにはできないので、職員に研修をしっかりと行っている。

（質問）

行政手続のオンライン化について、マイナンバーカードを用いたオンライン申請をすれば入力箇所が少ないかもしれないが、入力間違いが起こるかもしれない。オンライン化率100%を目指す上で、個人情報のリスク管理に問題はないのか。

（答弁）

個人情報を取り扱う基幹系と申請等が届くインターネット系ではシステムが違うので、個人情報はしっかりと守られている。

マイナンバーカードがあれば確実に素早く個人の特定ができるので、マイナンバーカードを利用した申請を推奨している。

（質問）

デジタルサービスのデータ連携基盤の構築について、国が推奨しているシステムを使つての取組ということであるが、多くの自治体で使っているシステムを活用しようとしているのか。市独自のシステムを構築することもあるのか。

（答弁）

今、姫路市が国の仕様に基づいたデータ連携基盤をつくっている。各市でつくると費用が高額になる上、いろいろな仕様となりよくないので、国の指導により、県内で大体統一していこうということになっている。そのため、兵庫県内の他の市町がデータ連携基盤を実装しようとするときは、姫路市と同じような仕様になると思っている。

（質問）

地域別将来推計人口について、姫路市の推計と国立社会保障・人口問題研究所が公表した数字には、以前よりも近づいたとはいえまだ開きがある。改めて理由を説明してもらいたい。

（答弁）

国立社会保障・人口問題研究所では、母親の年齢条件を15～49歳としていたが、10代半ばや40代後半ではあまり子どもを産まないことから、その年代が除外された。

（質問）

姫路市公式LINEアカウントについて、どこまで活用の幅を広げていこうと考えているのか。

（答弁）

LINEについては、個人情報等のセキュリティ面で心配な部分があるものの、非常に使い勝手がよく、多くの人が利用していることから、いじめ相談など、いろいろなチャンネルがあってよいと思われるものへの活用を検討していきたいと考えている。

(質問)

コンビニエンスストアの敷地内でマイナンバーカードの申請受付が行われているのを見たが、行政が関わっているものなのか。

(答弁)

市民局において、日本郵便(株)近畿支社に委託し、市内 92 か所の郵便局の窓口でマイナンバーカードの申請受付を行っているが、コンビニエンスストアには委託していない。ただし、マイナンバーカードの出張申請受付をコンビニエンスストアの敷地内で実施したことはある。

(質問)

行政手続のオンライン化について、月平均 60 件以上の手続がある 289 件が未対応とのことであるが、この中にオンライン化が難しい手続はあるのか。それとも基本的に全てオンライン化が可能で、順次進めていけば問題なく終了するのか。

(答弁)

対面でなければ受けられない申請等を除外して 289 件を挙げているので、可能であると思っている。

担当課では悩ましい部分については、デジタル戦略本部がしっかりとサポートしていこうと考えている。

(質問)

将来推計人口について、姫路市と国立社会保障・人口問題研究所の推計に乖離がある中、今後、姫路市として総合計画や公共施設等総合管理計画などを更新するに当たり、どちらの推計をベースにしているのか。

(答弁)

国立社会保障・人口問題研究所のものを基本とする。

ただし、同研究所の推計には校区別がないので、同研究所のデータを基に、本市が独自に校区別の推計人口を出している。

(質問)

データ連携基盤構築で用いる政府推奨モジュールに不具合があったため年度内に対応できず、予算が繰越しになる可能性があるとのことであるが、全国の市町村で同じようなことが行われるのか。

(答弁)

このモジュールを用いた方式をスマートシティ事業で使っているのは姫路市のみである。

(質問)

姫路市だけとは驚いた。

現状では、年度内の完了は難しいのか。

(答弁)

デジタル庁等と協議して、可能な限り令和 5 年度内に終わるように調整している。

(質問)

姫路市のホームページはスマートフォンに未対応のため、スマートフォンでは非常に見づらい。オンライン手続をする場合、スマートフォンやタブレット端末から行う人が多いと思うので、ホームページの改修においては、スマートフォン等に対応してもらいたいがどうか。

(答弁)

ホームページについては、パソコンが基本となっているので見にくいという意見を多数受けているため、政策局において、スマートフォンを基本とした形に改修する予定である。パソコンから閲覧する場合は、パソコン対応に変換するようになる。

姫路市オンラインポータルサイトについても、スマートフォンによる申請が主流になると予想されることから、スマートフォン対応に改修をしていこうと考えている。

(質問)

メールの誤送信はあってはならないことであるが、誤送信したのは民間の委託業者である。

これまでもいろいろと個人情報の流出が問題になったが、尼崎市でも NTT 西日本でも、原因は民間の下請け事業者等である。

デジタル化に当たり、市の業務に民間事業者が多く関わってくると、本市でも起こり得る問題だと思う。細心の注意を払って、絶対に個人情報を流出させないように進めてもらいたいがどうか。

(答弁)

スマートシティ事業を進めていくに当たり、民間事業者に対して、プライバシーポリシーやセキュリティポリシーをしっかりと説明して、指導していくことが大事だと思っている。その旨を契約書にも記載して、令和 5 年から、全ての事業者ではないが 1、2 社には直接赴き、監査を実施している。

職員に対しても、個人情報保護やセキュリティに関する研修をしっかりと行っている。

(要望)

しっかり取り組んでもらいたい。

(質問)

N T T 西日本から約 900 万件の個人情報が流出した事件について、姫路市が被害に遭ったという報告はないが、姫路市の情報は流出していないと理解してよいのか。

(答弁)

正確には確認できてないが、N T T 西日本から、漏えいがあったところには報告していると聞いているので、姫路市の情報の流出はないと考えている。

(質問)

議案第 41 号の姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について、「第 2 期姫路市官民データ活用推進計画」に基づき、行政手続の原則オンライン化の実現に必要な事項を定める等、所要の改正を行い取組のさらなる促進を図るものとあるが、要するに、市民がオンラインでいろいろな手続ができるようになるという理解でよいのか。

(答弁)

約 4,000 の行政手続を対象に、令和 7 年末までにオンライン化を推進する。

オンラインでないと申請を受け付けないということではなく、オンラインで行える人にはオンライン化したほうが便利になるため行うものである。

(質問)

官民データ活用推進計画と行政手続のオンライン化にどのような関係があるのか。

(答弁)

姫路市の最上位計画として総合計画があり、その下にデジタル戦略本部として、官民データ活用推進基本法に基づき作成した官民データ活用推進計画が

ある。

同計画は、過去には情報化計画と呼んでいたように、本市の情報化施策全体を取り仕切るものであり、その中に、市民の利便性の向上等に寄与するため、行政手続のオンライン化の実現に取り組むという記載がある。

(質問)

行政手続のオンライン化には、マイナンバーは関係ないのか。

(答弁)

本人確認が必要な部分については、基本的にマイナンバーカードを使う形で進めていこうと考えている。

(質問)

マイナンバーカードを持っていないと、オンラインで手続できないのか。運転免許証等では駄目なのか。

(答弁)

運転免許証での本人確認を可とするかは担当課との調整次第になるが、運転免許証とマイナンバーカードが一体化されようとしているので、デジタル戦略本部としては、マイナンバーカードを推奨したいと考えている。

(質問)

マイナンバーカードの取得は、法律上任意であり、交付率 100%になるのは難しいと思う。

マイナンバーカードを持っていないと、本人確認できずオンライン手続ができないのに、行政手続のオンライン化率 100%を目指すということに、整合性は取れているのか。

(答弁)

オンライン化率 100%とは、オンラインで手続できるようにするということであり、オンラインでしか手続を受け付けしないということではない。

目標は、オンライン申請が 60%、紙の申請が 40%になることである。

(質問)

姫路版スマートシティ事業の進捗状況について、マイナンバーカードを活用した受付チェックインが 3 月 11 日から、市民共創型子育て情報デジタルガイドやデータ連携型の電子通知サービスなどが 3 月末

日から実装予定となっているが、市民にはあまり知られていないように思う。周知について、どのようにしようと考えているのか。

(答弁)

広報ひめじ等のいろいろな広報媒体を活用したり、学校や高齢者の集まり等で説明するなどして、しっかり周知していこうと考えている。

(質問)

Well-being 指標主観アンケートの結果について、姫路市の幸福度調査という説明があったが、もう少し丁寧に説明してもらいたい。

(答弁)

市民にアンケートを実施し、集計結果を偏差値化して、24 因子についてそれぞれ主観と客観の数値を載せたものである。

主観については、市民が姫路市と全国平均でどれぐらい差があると思っているのかを示しており、客観については、姫路市が実際に行っていることを全国レベルで比較したものである。

例えば、デジタル生活という因子では、主観が 52.11、客観が 59.8 となっている。

実際は 59 点ほどだが、市民は 52 点ぐらいとしか思っておらず、その差がおおよそ 7 点ある。

デジタル生活のほか、子育てについても、客観はそれなりの数値であるが、主観が低く、市民は利便性を感じていないと考えられる。市民への周知を図り、主観と客観の差を埋めていきたい。

また、客観指標が低いものについては、数値を上げていきたいと考えている。

(質問)

データ連携基盤で用いる政府推奨モジュールについて、政府が推奨しているのに、なぜ使っているのは姫路市だけなのか。

(答弁)

スマートシティ事業自体はいろいろあるが、妊娠期から子育て期にかけてのパーソナルなデータ連携基盤については、姫路市ともう 1 団体しか取り組んでいない。

データの溜め方には 2 種類の方式があり、データ 1 つ 1 つに対して連携してよいか同意を取る方式と、全部のデータをまとめて同意を取る方式がある。

姫路市は前者の方式であり、不具合が生じたが、後者の方式では、不具合がなかったと聞いている。

(質問)

客観的に見ていろいろな制度が整っているのに、市民がそう感じていないのは問題だと思う。アンケート結果をどのように施策に生かしていこうと考えているのか。

(答弁)

スマートシティ事業を推進していくに当たって、数値の低いところを改善するなどして、よりよい施策にしていく。

(質問)

子育てなど、関係する部署と共有しないのか。

(答弁)

共有しながら進めていく。

(要望)

せっかくデータがあるのだから、いろいろな施策にしっかり反映できるようにしてもらいたい。

(質問)

実装デジタルサービスについて、マイナンバーカードの受付チェックインは 3 月 11 日からと資料にあるが、説明の中で、15 日から PR すると言っていたのは、どういうことなのか。

(答弁)

11 日からアプリが稼働するということである。

(質問)

マイナンバーカードの受付チェックインが利用できる施設の一覧表を提出することはできるのか。

(答弁)

3 月中に、どんぐりカードや高齢者福祉優待カードを提示すれば無料で入場できる全 12 施設にカードリーダーを設置しようとするものである。

後ほど資料を配付したい。

(委員会中に資料配付)

(質問)

高齢者福祉優待カードの代わりにアプリで入れるようにするという事なのか。

(答弁)

優待カードを持っていればこれまでと同様に入場できる。アプリをスマートフォンに入れれば、スマートフォンで済むというものである。

(質問)

姫路城や好古園にも、アプリを読み取ることがで
きる機械を置くということなのか。

(答弁)

そうである。

休憩 **12時25分**

再開 **13時17分**

追加資料説明

・マイナンバーカードを活用した受付チェックイン

デジタル戦略本部終了 **13時19分**

【予算決算委員会総務分科会（デジタル戦略本部）
の審査】

【予算決算委員会総務分科会（会計課）の審査】

会計課 **14時06分**

質問 **14時06分**

質問なし

役職定年者挨拶

会計課終了 **14時12分**

【予算決算委員会総務分科会（選挙管理委員会事務局）
の審査】

選挙管理委員会事務局 **14時15分**

質問 **14時15分**

質問なし

選挙管理委員会事務局終了 **14時16分**

【予算決算委員会総務分科会（議会事務局）の審
査】

議会事務局 **14時19分**

質問 **14時19分**

質問なし

議会事務局終了 **14時20分**

意見取りまとめ **14時21分**

(1) 付託議案審査について

・議案第17号、議案第22号～議案第26号、議案第
41号、議案第43号～議案第46号及び議案第49号、
以上12件については、全会一致で可決または同意す
べきものと決定。

(2) 陳情報告について

・陳情第7号について報告。

(3) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決
定。

(4) 委員長報告について

・正副委員長に一任すべきものと決定。

意見取りまとめ終了 **14時29分**

閉会 **14時29分**

【予算決算委員会総務分科会意見とりまとめ】